

川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 2 0 号

川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例

川崎市貸切自動車条例（平成17年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「7,680円」を「11,000円」に、「170円」を「260円」に改め、同条第2項の表中「3,080円」を「4,080円」に、「40円」を「60円」に改める。

第3条中「3割以内で」を削る。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。